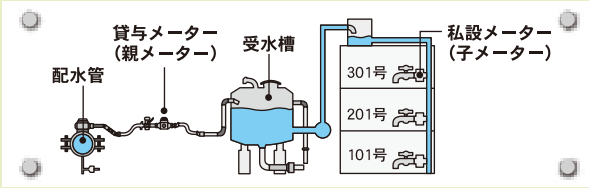


水道メーターの有効期限は8年です!

上下水道局は水道メーターを検針して使用量を計り、水道料金を算定していますが、算定のもとになる水道メーターには法律で定められた有効期限があることをご存知でしょうか?

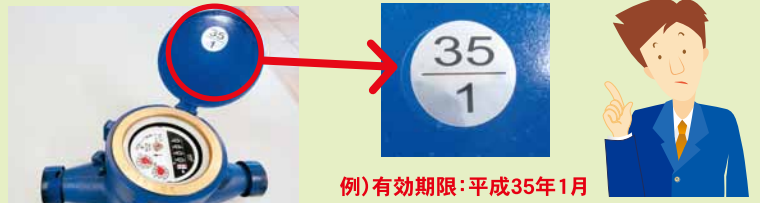
水道メーターは計量法により有効期限は8年とされており、メーターが壊れていなくても、水道料金を正しく算定するために、法定期限内での取替えが必要です。水道メーターには、上下水道局が水道需要者(家主等)に貸与しているもの(貸与メーター)と、水道需要者みずから設置しているもの(私設メーター)の2種類あります。



貸与メーターは、主に建物全体の使用量を計るメーターです(親メーターともいいます)。メーターの有効期限前に上下水道局の費用負担で取替を行っています。私設メーターは、主にアパートやマンション等の各部屋の使用量を計るメーターです(子メーターともいいます)。家主等の所有メーターであるため、取替えは家主等の費用負担で行います。

アパートやマンションなどの共同住宅については、上下水道局は貸与メーターで計った建物全体の水道料金を、家主等へ一括請求するのが原則です。私設メーターは家主又は管理不動産会社が検針し、各部屋の使用者から水道料金を請求します。しかし、共同住宅についても戸建て住宅と同様に、上下水道局が各戸使用者ごとに、検針・請求することができるよう便宜を図るために各戸検針制度があります。この場合、上下水道局と家主等とで契約を結ぶ必要があります。各戸検針制度を利用している建物では、上下水道局が私設メーターを検針しますが、メーター取替は家主等の費用負担で行わなければなりません。

水道メーターの有効期限は、メーターのフタの裏に貼られているシールで確認できます。

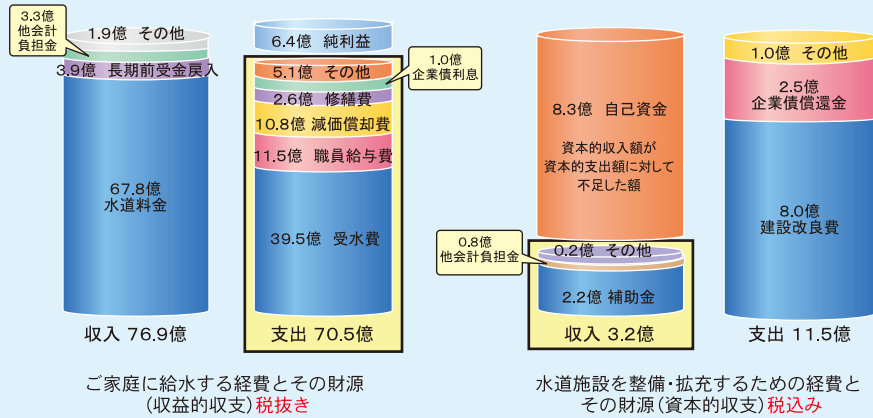


普段の生活で水道メーターを意識する機会は少ないと思いますが、たまにはご自宅の水道メーターをじっくりご覧になってみてはいかがでしょうか?

【お問い合わせ】料金サービス課 TEL:941-7811

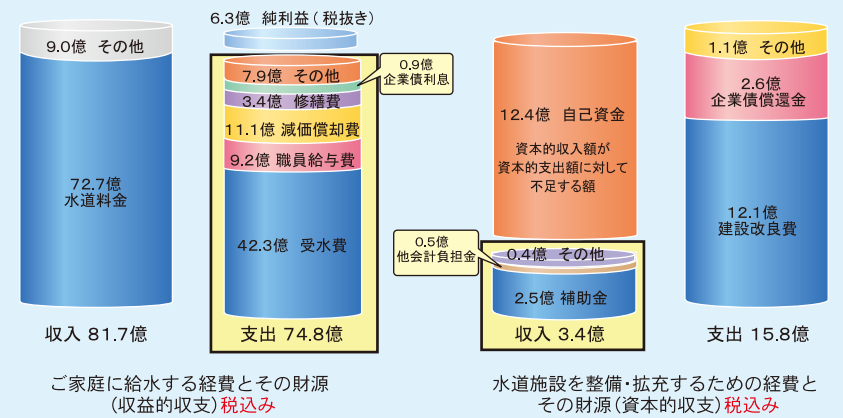
平成26年度 水道事業決算

平成26年度は、総事業収益76億9千万円に対して、総事業費用70億5千万円となり、収支差引6億4千万円の純利益を上げることができました。この純利益は、借入金の返済積立金及び自己資本の造成のために充てる予定です。



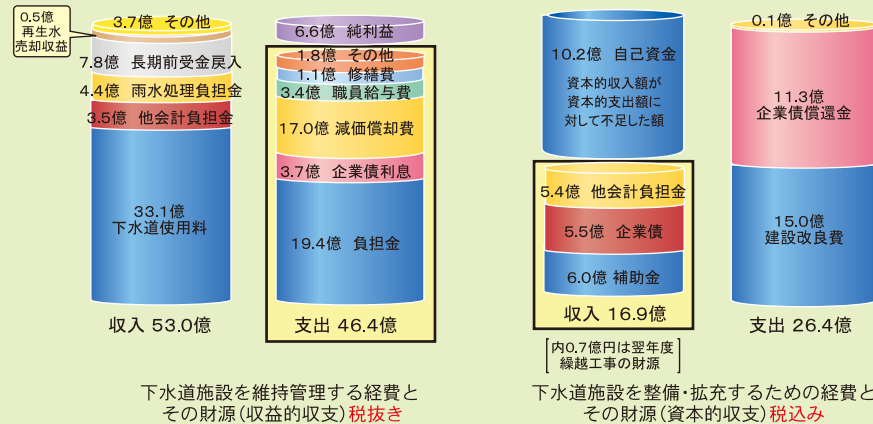
平成27年度 水道事業予算

水道事業の予算は、生活に欠かすことのできない水を安定かつ安全に供給するために運用します。



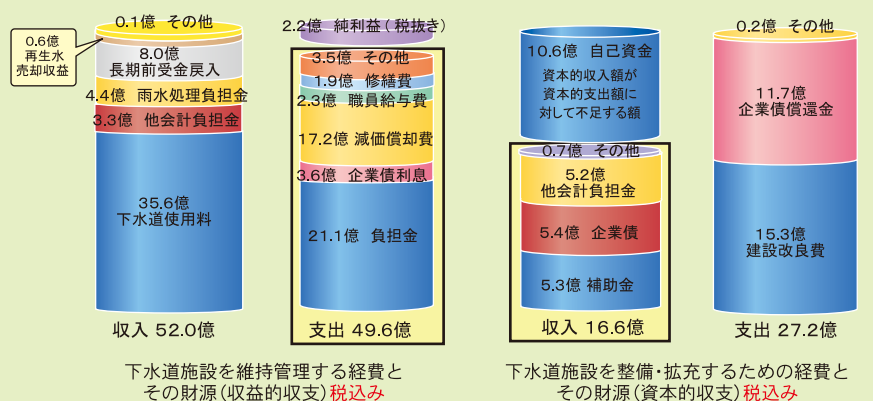
平成26年度 下水道事業決算

平成26年度は、総事業収益53億円に対して、総事業費用46億4千万円となり、収支差引6億6千万円の純利益を上げることができました。この純利益は、借入金の返済積立金及び自己資本の造成のために充てる予定です。



平成27年度 下水道事業予算

下水道事業の予算は、汚水又は雨水を排出するための下水道を整備し、公衆衛生の向上や水質保全のために運用します。



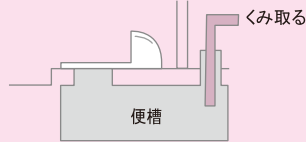
【お問い合わせ】企画経営課 TEL:941-7802

下水道の接続は3年以内に!

下水道法及び那覇市下水道条例により、上下水道局が公共下水道の供用(処理)開始を公示すると、下水を処理すべき区域(処理区域)内の建築物所有者等は、台所、風呂場などから出る汚水を公共下水道に放流させるため、遅滞なく排水設備を設置し、下水道を使用する義務が生じます。

1.くみ取り便所の建築物所有者

くみ取り便所は、処理を開始すべき日として公示された日から**3年以内**に、水洗便所に改造しなければなりません。



2.浄化槽便所の建築物所有者

台所、風呂場等の汚水については、くみ取り便所の場合と同様です。また、浄化槽も処理開始公示の日から**3年以内**に廃止して、汚水を直接公共下水道に放流させるようにしなければなりません。



【お問い合わせ】料金サービス課 排水設備係 TEL:941-7810

水洗化の改造工事に対する補助について

1.生活扶助世帯補助(持家)

生活扶助世帯のくみ取り便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、工事の全額を補助します。

2.障がい者世帯補助(持家)

重度の障がい者世帯のくみ取り便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、工事費の25万円以内で補助します。

3.低地帯建物の下水道接続補助(持家)

建物が道路より低い位置にあり、水中ポンプを使用しなければ下水道へ接続できない場合、ポンプ設置工事費の3/5の額で30万円以内を補助します。

4.低所得世帯補助(持家)

低所得世帯のくみ取り便所や、浄化槽式便所を改造して公共下水道へ接続する場合は、工事費の補助をします。
 ・年間所得が50万円未満の世帯員のみ場合は、工事費の30万円以内。
 ・年間所得が50万円以上100万円未満の世帯員がいる場合は、工事費の1/3の額で15万円以内。

※ただし、1~4の補助はいずれも新築工事は該当しません。